平成２６年（フ）第９１号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の90　アベハイツＢ－２
債務者　橋本　　滋
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１３号
千葉県柏市みどり台２丁目６番10号　ノアール江戸川台101号
債務者　加藤　友哉
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２４号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目８番31号
債務者　後藤　幸夫
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７１号
山口県岩国市本郷町本谷25番地
債務者　中迫　晃子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県三木市志染町吉田1248番地の18
債務者　上所　満良
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県三木市志染町吉田1248番地の18
債務者　上所　麻里
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９号
神戸市中央区磯辺通４丁目２番３―604号
債務者　藤永　　潤
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３６号
兵庫県三田市すずかけ台２丁目１番地　２棟303号
債務者　片濵　順子（旧姓瀬羅）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７４号
神戸市中央区八雲通３丁目３番１―402号
債務者　隅田　良彦
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
福島市飯野町字原田11番地の１　グループホーム飯野の里、従前の住所福島市平石字天神前57番地の３
債務者　平賀　英子
法定代理人成年後見人　今野　愛子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
岩手県宮古市八木沢２丁目４番14―102号　市営住宅、旧住所東京都豊島区池袋２丁目35番14号　ペアパレス池袋205号
債務者　中村　栄子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第５２号
松江市浜乃木１丁目10番12号
債務者　原　亜友子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字宮元28番地
債務者　安田　揺香
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４７号
青森県弘前市大字春日町55番地１　春日野アパートＦ―506号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２１号
山口市三和町15番43―405号
債務者　儀間　眞昌
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
山口県防府市宮市町４番13号、前住所山口県防府市緑町２丁目２番27―202号　クエストコート緑町
債務者　中嶋　洋二
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
山口市吉田3083番地　Ｃ８―202号
債務者　青木　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係